

平成23年度第3回千葉県図書館協議会次第

日 時 平成24年3月21日（水）
午後2時から
場 所 千葉県立中央図書館 講堂

1 開 会

2 あいさつ

3 報 告

（1）「千葉県立図書館の今後の在り方」について（生涯学習課）【資料 1】

4 議 事

（1）平成24年度県立図書館事業計画（案）について 【資料 2】

（2）平成24年度図書館サービス評価指標（案）について 【資料 3】

（3）その他

5 その他の議題

6 閉 会



千葉県立図書館の今後の在り方

～つなげよう千葉の叡智－情報拠点としての図書館～

平成23年12月

千葉県教育委員会

目 次

第1章 千葉県立図書館の今後の在り方策定の必要性

第1節 今後の在り方策定までの経緯	1
1 4館構想の始まり.....	1
2 基本構想の策定.....	1
3 今後の在り方の策定.....	2
第2節 地域分担から全体の機能強化へ.....	3

第2章 千葉県の図書館をめぐる状況

第1節 図書館をとりまく社会状況の変化.....	4
第2節 現状と課題.....	4
1 県内図書館.....	4
(1) 県民の読書環境に関する自治体格差.....	4
(2) 書庫狭隘化による膨大な資料廃棄.....	5
(3) 散逸する千葉県関係資料・情報の整備とネットワーク化.....	5
(4) 図書館職員の研修と育成.....	5
2 県立図書館.....	6
(1) 資料収集分担の明確化.....	6
(2) 市町村立図書館、学校図書館への支援強化.....	6
(3) インターネット活用による非来館サービスの充実.....	7
(4) 図書館利用に障害のある県民に対する支援.....	7
(5) 県内大学図書館、博物館等他機関との連携強化.....	7
(6) 県立図書館の司書の確保と育成.....	7
(7) 利用促進のための広報活動の充実.....	8
(8) 中央図書館の耐震化・老朽化、書庫狭隘化、 カウンターの分散.....	8

第3章 これからの千葉県立図書館

第1章 千葉県立図書館の今後の在り方策定の必要性

第1節 今後の在り方策定までの経緯

「いつでも、どこでも、だれでも」利用できるという公立図書館の基本理念を実現するために、県立図書館は県民に身近な市町村立図書館が行うサービスを様々な形で支援し、県内全体の図書館サービスの向上を図っています。

平成6年に県立図書館のサービスの在り方を示した現行の基本構想^{*1}から17年が経過し、この間、少子高齢化、高度情報化の進展とともに、家庭や地域の教育力の低下が指摘される中、子どもの読書活動の一層の推進や県民・地域の課題に対応した図書館サービスなど、図書館の新たな役割が求められるようになりました。また、市町村立図書館の整備や図書館ネットワークの充実など、県立図書館をとりまく環境も大きく変化しています。これまでの経緯は次のとおりです。

1 4館構想の始まり

昭和52年、県立中央図書館協議会から、県全域に図書館サービスの浸透を図るため、県内を4地域に分け、各地域に県立図書館を設置するとともに、相互協力(資料の図書館間貸出し)に不可欠な図書館協力車の巡回を開始することが答申^{*2}として出されました。当時、本県では、市町村立図書館の整備が進んでおらず、県立図書館を各地域に設置することにより、交通機関を利用して1時間程度で県立図書館が利用できるようになるとの提言でした。

2館目の県立図書館である西部図書館は、昭和62年松戸市に開館しました。

2 基本構想の策定

平成2年、県社会教育委員会議の答申^{*3}で新県立中央図書館(仮称)と県立地域図書館の整備などが提言されました。平成6年、この答申を受けて策定した基本構想では、図書館ネットワークを推進し、地域の実情に応じた市町村立図書館等^{*4}への支援やサービスを行うため、新中央図書館の整備計画や東部地域への県立図書館の設置を構想しました。

また、県立図書館が地域図書館ネットワークを整備し、市町村立図書館等の支援を図るとともに、資料・情報センターを始めとする県立図書館の様々な機能の充実、電算システムの構築といった高度情報化社会への対応が課題となりました。

この基本構想に基づき、東部図書館が、平成10年旭市に開館しました。

*1 『千葉県立図書館基本構想』（千葉県教育委員会 平成6年3月）

*2 『県立中央図書館運営の基本方針について 答申』

（千葉県立中央図書館協議会 昭和52年6月24日）

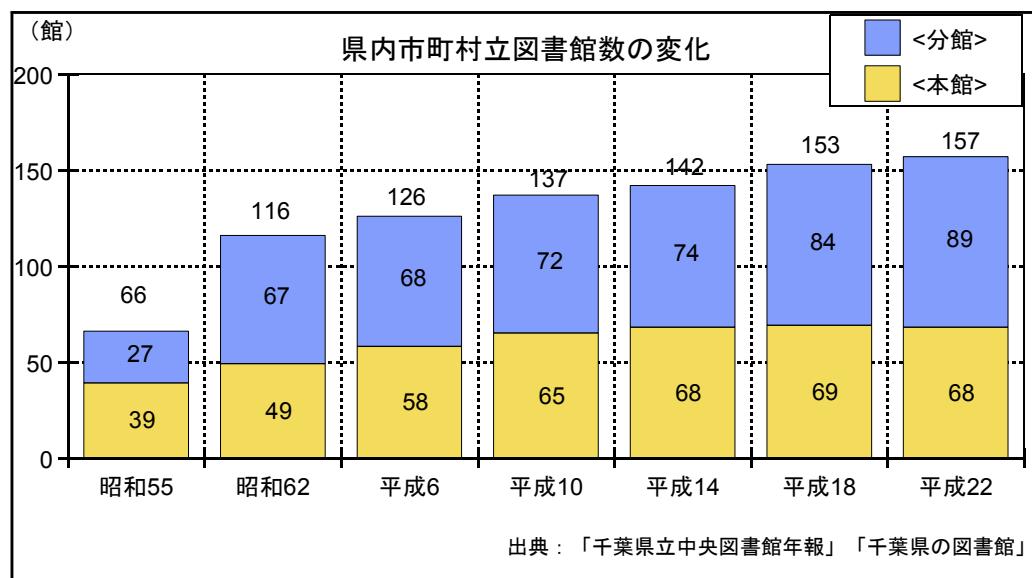
*3 『生涯学習社会における県立図書館の整備について 答申』

（千葉県社会教育委員会議 平成2年9月19日）

*4 市町村立図書館及び図書館未設置市町村における公民館図書室等の読書施設

3 今後の在り方の策定

市町村立図書館の整備が進むとともに、図書館数や蔵書数が大幅に増加しました。一方、県立図書館では、平成13年4月から、図書館協力車の巡回頻度を全市町村週1回とし、県民は県立図書館に直接来館しなくとも、身近な市町村立図書館等を通じて必要な資料を取り寄せて利用できるようになり、図書館ネットワークが確立しました。電算システムについては、同年、ホームページを公開し、自宅や勤務先からインターネットを通じての蔵書検索が可能になりました。平成19年2月からは、調査相談の質問が電子メールでもできるようになりました。



また、平成19年の県図書館協議会の答申^{*5}では、非来館型サービスの充実や市町村立図書館への援助強化、運営体制の見直しが提言されました。

平成21年には、県生涯学習審議会から「今後の千葉県における図書館の方向性について（意見）」として、県立図書館の役割や機能の強化・分担などの意見をいただきました。^{*6}

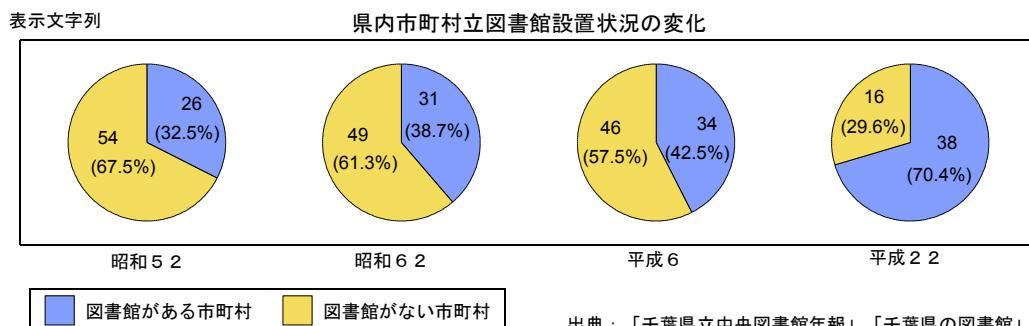
県教育委員会では、これらの答申や意見を踏まえ、県立図書館が果たすべき役割や機能を明確にし、これから時代にふさわしい県立図書館の今後の在り方を策定することにしました。

*5 『これからの時代に求められる千葉県立図書館運営の在り方について』（平成19年1月）

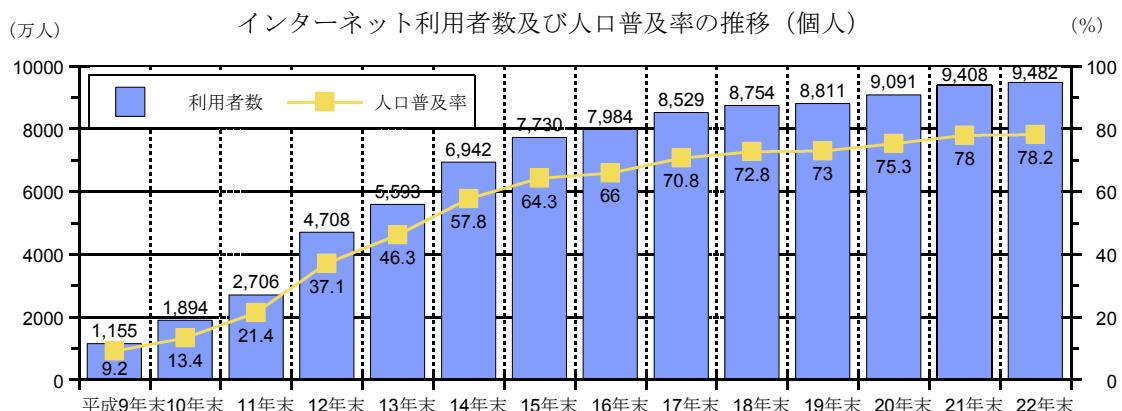
*6 『今後の千葉県における図書館の方向性について（意見）』（平成21年6月）

第2節 地域分担から全体の機能強化へ

市町村立図書館の整備、蔵書の充実と、県立図書館のサービス、蔵書の充実とが車の両輪となり、県立図書館が市町村立図書館支援に重点を置くことにより、県民がどこに住んでいても必要な資料が提供されるようになりました。相互協力貸出冊数は全国でも高いレベルとなっています。しかし、県内の市町村立図書館の状況を見ると、蔵書数、サービス水準も高く、全国的に見ても充実したサービスを行う図書館がある一方、県内市町村の3割に当たる自治体には図書館が設置されておらず、それぞれの求めに応じた適切な支援が必要です。



また、県内の道路網や交通機関の整備が進み、インターネットをはじめとする情報コミュニケーション技術が飛躍的に進展した現在では、県立図書館が資料提供のための資料集積基地を持ち、県民が必要とする資料を迅速に提供できれば、県民は県立図書館がどこにあるのかを意識しなくても県立図書館サービスを利用することができます。



(注) ①平成9～12年末までの数値は「通信白書（現情報通信白書）」から抜粋。

②インターネット利用者数（推計）は、6歳以上で、調査対象年の1年間に、インターネットを利用したことがある者を対象として行った本調査の結果からの推計値。インターネット接続機器については、パソコン、携帯電話・P H S、携帯情報端末、ゲーム機等あらゆるものを受け入れているか否かは問わない。）、利用目的等についても、個人的な利用、仕事上での利用、学校での利用等あらゆるものを受け入れているか否かは問わない。

③平成13年末以降のインターネット利用者数は、6歳以上の推計人口（国勢調査結果及び生命表等を用いて推計）に本調査で得られた6歳以上のインターネット利用率を乗じて算出

④調査対象年齢については、平成11年末まで15～79歳、平成13年末以降は6歳以上。

出典：総務省 報道発表 平成22年通信利用動向調査結果

このため、昭和52年当時のように県内を4地域に分け、各地域に県立図書館を設置するという地域分担の考え方よりも、これから社会や時代の状況に対応した県立図書館全体としての機能を一層強化することが重要な課題となっています。

第2章 千葉県の図書館をめぐる状況

第1節 図書館をとりまく社会状況の変化

近年、図書館をとりまく状況は、大きく変化しています。地方分権の推進に伴い、県と市町村との役割分担を明確にすることが求められており、資料の貸出しなど住民への直接的なサービスは、住民の身近にある基礎的自治体である市町村が担い、広域的自治体である県は広域的なサービス、市町村職員対象の研修事業や連絡調整事務、市町村で行うことが困難又は不適当なものなどを担うべきと考えられます。

インターネットを始めとする情報通信技術の急速な普及・進展は、地域間の情報格差を縮め、図書館利用者の利便性を向上させました。今後は、図書館に来館しなくとも様々な情報を有効に活用できるようにするとともに、資料のデジタル化や電子書籍など、図書館界や出版界における新たな状況にどう対応していくかが課題となっています。

複雑で変化の激しい現代社会の中で、私たちは様々な課題に直面しています。その中でよりよく生きていくためには、豊富な資料や情報を入手して自らの判断に資することが重要です。図書館は、単に本を貸し出すだけの施設ではなく、資料や情報の探し方を案内し、調べものの相談に応じ、地域や住民の生活上の課題解決に必要な情報を積極的に提供する施設としての役割が求められています。

また、高齢社会は人々の生涯学習や余暇を支える重要な社会教育施設として図書館の存在意義を大きくしているとともに、未来を担う子どもに対しては、読書が人間形成に重要な役割を果たしていることを踏まえ、読書環境の整備と読書活動の推進に努めていく必要があります。

第2節 現状と課題

1 県内図書館

(1) 県民の読書環境に関する自治体格差

都市部を中心に、新たな地域図書館が設置されるなど、県民の読書環境が向上する一方で、県の東部地域や南部地域における市町村立図書館の設置率は全国的に見ても低く、県内市町村の3割は、図書館が未設置^{*7}であり、県民の読書環境は地域による格差が依然として生じています。

*7 「日本の図書館2010」（日本図書館協会刊行）の調査では、千葉県内の市町村の図書館設置率は70.3%で全国第33位ですが、町村のみの図書館設置率は千葉県が全国最下位（全国平均53.1%）でした。

(2) 書庫狭隘化による膨大な資料廃棄

市町村立図書館では、限られた収蔵スペースで新鮮な蔵書を維持するため、所蔵する資料を適宜除籍しています。千葉県公共図書館協会の調査によると除籍されている図書は年間約45万冊^{*8}になります。必要な図書が県内の図書館にない場合は、国立国会図書館や他都道府県の図書館から取り寄せることになりますが、経費も時間もかかります。県民がいつでも必要な資料を簡単に利用できるように、県立図書館で所蔵していない資料は、県内で最低1冊は保存する体制づくりが必要です。

(3) 散逸する千葉県関係資料・情報の整備とネットワーク化

千葉県に関する様々な資料は、千葉県の文化的財産です。しかし、官公庁刊行物や自費出版物など出版情報の得難い資料も多く、散逸することが懸念されます。市町村立図書館では自治体の資料を収集し、大学図書館や専門図書館、博物館等他機関でも多くの資料を所蔵していますが、これらの所蔵情報を一括で検索できる手段がありません。

将来にわたり、千葉県に関する資料を伝えていくためには、国内外すべての千葉県に関する資料や情報を収集、整備し、情報提供する調整役が必要です。県民がいつでも千葉県資料の文字・画像データを検索・閲覧できるよう、デジタル化やインターネットでの公開を推進する情報整備の拠点として、県立図書館は最適です。

(4) 図書館職員の研修と育成

これから図書館職員は、図書館が住民の読書を支援するだけでなく、地域の課題解決に向けた取組や、住民が日常生活を送る上での問題解決に必要な資料や情報を提供するなど、地域や住民が抱える課題解決を支援する機能の充実が求められていることをしっかりと認識し、必要なスキルを身に付けることが大切です。

県立図書館では、県内市町村立図書館等の職員を対象に様々な研修を実施していますが、今後は地域の実情や住民のニーズに即した課題解決支援サービスやIT化に対応した情報通信技術・電子書籍の活用、子どもの読書活動への支援、高齢者・障害者サービスなど、社会の変化に対応した先進的な図書館サービスの開発、普及への取組を進め、更に充実した研修を体系的に実施することが不可欠です。

*8 「千葉県の図書館 2010」（千葉県公共図書館協会調べ）

2 県立図書館

このような県内図書館の状況を踏まえると、これからの県立図書館には次のような課題があります。

(1) 資料収集分担の明確化

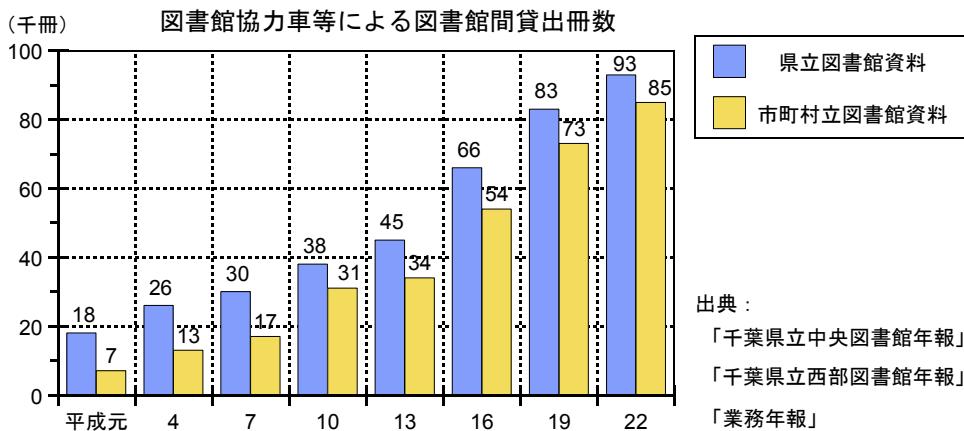
県立図書館では、県民の多様な資料要求に応えられるよう、市町村立図書館や他機関等との収集分担に努めるとともに、県立図書館3館の中でも「緩やかな収集分担」を行い、西部図書館では自然科学・医学・工学系を、東部図書館では歴史や文学系を、中央図書館では他の2館で収集していない社会科学系の分野などの専門書を主として収集しています。

また、中央図書館では、千葉県関係資料の全県的で網羅的な収集を担ったり、子どもの読書活動支援の中核的な拠点として、児童資料を集中的に収集したりするなど、特色ある蔵書構築を行っています。

今後、県立図書館の専門的な調査相談機能を向上させるためには、これらの資料収集分担を明確化することが必要です。

(2) 市町村立図書館、学校図書館への支援強化

電算システムやインターネットの発展による情報ネットワークの整備と全市町村への図書館協力車の毎週巡回により、県内市町村立図書館のネットワーク化が進みました。また、県内の希望するすべての県立学校や一部の大学図書館等にも図書館協力車や宅配便による資料搬送が可能になりました。今後とも、図書館ネットワークを維持し、更に充実していく必要があります。

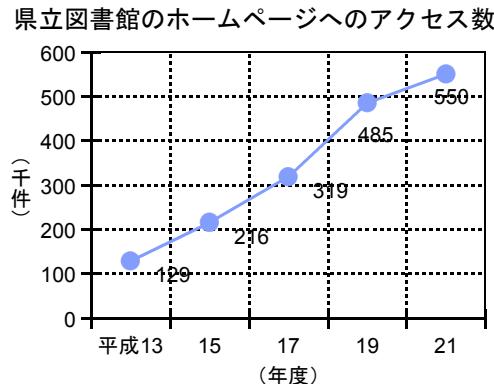


また、子どもの読書活動を推進するためには、県立学校への調査相談、情報提供、物流支援、人材支援(ボランティア支援を含む)を進めるとともに、小・中学校等については市町村立図書館と学校図書館との連携協力を基本とし、必要に応じて、市町村立図書館等を介した間接的な支援を行うことが課題です。

(3) インターネット活用による非来館型サービスの充実

図書館に来館しなくとも図書館のサービスが受けられるようインターネットを積極的に活用したサービスの充実を図る必要があります。

県立図書館のホームページでは、調査相談のメール受付や貴重な千葉県資料の文字・画像データの公開、千葉県関係の新聞雑誌記事索引、テーマ別文献案内などを掲載していますが、所蔵資料のデジタル化の推進や電子書籍の段階的導入などコンテンツの充実やホームページのリニューアルにより、いかに使いやすいサービスとして利用の拡大を図れるかが課題となっています。



(4) 図書館利用に障害のある県民に対する支援

高齢者、障害者、日本語を母語としない外国人居住者等、図書館の資料や施設の利用に障害のある県民に配慮し、個々の状況に応じたサービスの提供を進める必要があります。また、障害のある県民等が身近な市町村立図書館を利用しやすくなるように市町村立図書館職員を対象とした講座や研修などの事業を企画・実施できる体制づくりも必要です。

(5) 県内大学図書館、博物館等他機関との連携強化

県民の資料や情報に対する要求は、ますます多様化・高度化しています。これらに応えるために、学術的な専門資料・研究情報を有する県内大学図書館や専門図書館、博物館等他機関とのネットワーク化や積極的な情報交換ができる環境整備が必要です。

(6) 県立図書館の司書の確保と育成

以上の課題を解決するためには、専門的な知識と経験を持つ司書が不可欠です。特に県立図書館の司書は、市町村立図書館では解決できない調査相談、市町村立図書館からの運営相談などに対応するとともに、社会の変化や地域の課題に対応した先進的な事業や広域的な観点からの図書館活動を積極的に展開し、市町村立図書館職員の研修などを通じた普及に努めることが必要です。

今後、県内全域の図書館活動を充実していくためには、県内市町村立図書館、学校図書館、大学図書館、博物館等他機関と連携・協力を図りながら、県民の調査相談、生涯学習、課題解決支援を推進していくための企画と事業実施、市町村立図書館職員の研修などができる県立図書館の司書の確保と育成、資質向上が喫緊の課題です。

(7) 利用促進のための広報活動の充実

県民の生涯学習を支援していくためには、市町村立図書館の特色や事業を紹介するなど、県全体の図書館のイメージアップや利用の促進を図ることが大切です。また、県立図書館は県民にとって必ずしも身近な図書館ではないため、県立図書館の役割や機能を知らせる広報、啓発事業を企画・立案し、実施する必要があります。

(8) 中央図書館の耐震化・老朽化、書庫狭隘化、カウンターの分散

中央図書館は、県の中心地にあり、県庁に近いことなどから、市町村立図書館支援をはじめとした県立図書館機能を果たす上で中核となる施設です。耐震診断結果や施設の老朽化に対応した利用者の安全確保が急務であるとともに、現施設の有効利用、県立図書館の機能強化の観点からも、施設のリニューアルが必要です。特に、書庫狭隘化対策、来館者への迅速な対応のためのワンストップサービス^{*9}、高齢者等の利用に配慮したバリアフリー化への対応策が必要となります。

*9 一度の手続で、必要なことすべてを完了できるように設計されたサービスのこと。

第3章 これからの千葉県立図書館

第1節 基本理念

県立図書館は、県民の生涯にわたる多様な学習要求に応えるとともに、県民が県内のどこに住んでいても等しく図書館サービスを受けられるよう、市町村立図書館等と連携・協力して読書環境の整備に努めます。

情報通信技術の進展や電子書籍など新しいメディアが急速に普及する中で、社会の変化に迅速・的確に対応する図書館として、市町村立図書館と県立図書館の役割の明確化を図りながら、中央・西部・東部図書館の3館が密接に連携し、県立図書館全体の機能強化を図ります。また、県内図書館ネットワークの中核として、県民の身近な市町村立図書館等の活動充実に向けた積極的な支援に努めます。

すべての県民の読書生活がより豊かになるように支援していきます。

特に、子どもにとっての読書は、「言葉を学び、感性を磨き、表現力を高め、創造力を豊かなものにし、人生をより深く生きる力を身に付けていく上で欠くことのできないもの」(「子どもの読書活動の推進に関する法律」第2条)です。

近年、テレビやインターネット、携帯電話など様々な情報メディアの発達・普及や子どもの生活環境の変化などにより、文字・活字離れを指摘する声も聞かれますが、子どもは読書により、広い世界を知り、知識を得たり、考えを深めたりすることができます。また、こうした体験を通じて、主体的に考える力、豊かな感性や表現力、思いやりの心などを身に付けることができるなど、読書は子どもの生きる力を養い、子どもの成長にとって極めて重要な役割を果たしています。

県立図書館は、未来を担う子どもの読書活動を推進するセンター館として、家庭、市町村立図書館、学校等における子どもの読書活動を積極的に推進し、「教育立県ちば」の土台づくりとなる『読書県「ちば」』を実現する図書館を目指します。

これからの図書館は、図書の貸出しにとどまらずに地域や住民にとって必要な情報を迅速かつ的確に得ることができる役に立つ図書館、地域の課題解決を支援し、地域の発展を支える情報拠点になることが求められています。

県立図書館は県民が自ら学び、考えるための情報拠点として、県民や地域が抱える様々な課題を解決するために必要な資料・情報を的確に提供します。

また、すべての県民が図書館サービスを利用できるようインターネットを活用した非来館型サービスや図書館の利用に障害のある県民に対するサービスを充実させるとともに、市町村立図書館のモデルとなるような先導的な事業を実施し、普及を図ることで県下全域の図書館の充実に努め、県民の役に立つ図書館を目指します。

県立図書館がこれまで長い年月をかけて収集してきた千葉県に関する資料には、歴史的、文化的な価値を持つ貴重な資料が数多くあります。これらの資料を将来にわたり県民が利用できるよう確実に保存していく必要があります。

県立図書館は千葉県に関する様々な資料を収集整備するとともに、千葉県に関する情報窓口として、誰もが郷土千葉県を知り、学ぶことができるよう資料・情報の提供や検索ツールの充実に努めます。また、所蔵する貴重資料のデジタル化を進め、インターネットを通じて発信するなど、ちばの文化を継承し未来へつなげ、新しい「ちば文化」を創造する図書館を目指します。

こうした取組を通じて県立図書館は、過去から蓄積された千葉県の叡智を広く県民へ提供し、未来につなげる千葉県の情報拠点となります。

第2節 県立図書館の役割と機能

1 市町村立図書館充実のための支援強化

県民にとって一番身近な図書館である市町村立図書館は、それぞれの地域の課題や住民の要求を的確に把握し、資料・情報の提供や課題解決の支援を行うなど、様々な活動を展開する情報拠点として重要な社会教育施設です。

県立図書館の第一の役割は、市町村立図書館が住民の生涯学習と地域の発展を支える情報拠点としての機能を十二分に發揮し、充実した図書館サービスを行えるよう市町村立図書館を支援することです。

県内図書館間の情報・物流ネットワークの強化、新しい図書館サービス実施のための職員研修プログラムの開発・実施、市町村立図書館では収集し難い資料の収集、提供、保存、市町村立図書館等からの運営相談の充実等により、県内全域の図書館サービス体制の強化・充実を目指します。

また、図書館が設置されていない市町村に対しては、各市町村の求めに応じたきめ細かな対応により公民館図書室等読書施設を活性化させるとともに、図書館設置の支援をしていきます。

(1) 県内図書館ネットワークの中核的機能の強化

ア 県立図書館では、県立図書館や市町村立図書館等の資料を、図書館協力車により県内全域の図書館等へ搬送するためのネットワークを確立しています。

また、県立学校や大学図書館への資料搬送にも取り組んでいるところです。

今後も、搬送方法等について改善を加えながら、資料搬送の充実、迅速化と一層の効率化を目指します。

イ 県立図書館と市町村立図書館等の所蔵資料が同時に検索できる情報ネットワークシステムには、県内の全市町村立図書館と千葉大学附属図書館が参加し、ホームページで所蔵検索が可能となっています。

今後は、参加対象館の更なる拡大や、より使いやすいシステムへの改良に努めます。

ウ 県立図書館が、県内図書館ネットワークの中核として機能するために、県内公共図書館等で組織する千葉県公共図書館協会との連絡調整を更に強化し、職員相互の連携・協力、図書館運営の向上を目指すための調査研究を進めます。

エ 県内の大学図書館や専門図書館、博物館、文書館等の関係機関とのネットワークづくりを推進します。また、国立国会図書館を始め他都道府県の図書館、日本図書館協会等の図書館関係団体との協力・連携をより一層推進します。

(2) 市町村立図書館への運営支援

- ア これからの図書館に求められている課題解決支援サービスやIT化、電子書籍への対応、障害者サービスなど社会の変化に対応した図書館サービスを、県立図書館が先導的に実施し、市町村立図書館等の運営を支援します。
- イ 県立図書館が所蔵する専門的資料を提供するとともに、市町村立図書館などで解決できなかった専門的なレファレンスサービスを提供します。
- ウ レファレンス事例や調べ方案内(パスファインダー^{*10})等の提供、研修などを通じて、市町村立図書館等のレファレンスサービスの一層の充実に努めます。
- エ 市町村立図書館等の求めに応じ、運営相談や課題の分析・解決策の助言、情報提供を行い、市町村立図書館等の活性化、適正なサービスの提供がされるよう支援します。

(3) 新しい図書館サービス実施のための職員研修プログラムの開発・実施

- ア 図書館は、住民の読書を支援するだけでなく、地域の課題解決に必要な資料や住民が必要とする情報を提供することが求められています。
また、情報通信技術の進展により、図書館サービスの在り方も大きく変化しており、こうした状況を図書館職員がしっかりと認識し、図書館サービスの向上に取り組むことが大切です。
県立図書館は、県内公立図書館全体のサービスの維持・向上に向け、市町村立図書館等職員の能力の開発・向上を図るため、図書館職員の研修センターとしての機能を果たします。課題解決のための的確な情報提供や子ども読書の推進、IT化への対応など、社会の変化に対応した図書館サービスのための職員研修プログラムの開発や体系的・実践的な研修の実施に努めます。

- イ 研修の実施に当たっては、インターネット等を活用した遠隔教育や、関係機関との連携、研修の評価など、より効果的・効率的な方法を研究していきます。
- ウ 県立図書館のサービスを維持・向上するため、長期的な視点に立ち、専門的職員(司書)の確保に努めます。また、先進的な取組などの調査・研究・開発を率先して行い、学んだ知識や経験を市町村立図書館等に提供することができる職員を育成します。

*10 あるテーマや話題について資料や情報を探したいときの参考に、手始めとなる基本資料の一部や、調べ方を紹介した手引。

(4) 図書館未設置市町村への支援

- ア 図書館が設置されていない市町村に対しては、求めに応じて他市町村の取組状況などの情報を提供し、図書館の設置に向けて必要な支援を行うとともに機運の醸成に努めます。
- イ 公民館図書室等の読書施設に対しては、更に積極的に資料・情報の提供や職員の研修機会の拡大、運営相談を行い、当該市町村の住民への図書館サービスがより一層向上するよう支援します。

(5) 市町村立図書館で収集し難い資料の収集、提供、保存

- ア 教養、趣味・娯楽・実用書や身近な調べものに必要な資料を収集、提供する市町村立図書館等に対し、県立図書館では調査研究に必要な専門性・学術性の高い資料、官公庁刊行物など一般には入手しにくい資料を中心に収集、提供し、市町村立図書館等との役割分担を明確にしていきます。
- イ 県内公立図書館の最終保存館として、県立図書館の蔵書とともに、県立図書館が所蔵しない市町村立図書館等の資料を含めて、県内で最低1冊は保存する体制づくりについて、他都道府県の事例や県内図書館の状況などを踏まえ、本県にふさわしい実現性のある方策を検討していきます。
また、今後のIT化の進展を踏まえ、資料保存の在り方について研究を進めます。
- ウ 蔵書の管理については、効率化、省力化を考慮し、自動化書庫の導入を検討するとともに、劣化資料のマイクロフィルム化やデジタル化による保存を進めていきます。

2 未来を担う子どもの読書活動の推進

「教育立県ちば」の土台づくりは、『読書県「ちば」』の実現を目指した子どもの読書活動を推進することから始まります。「子どもの読書活動は、子どもが、言葉を学び、感性を磨き、表現力を高め、創造力を豊かなものにし、人生をより深く生きる力を身に付けていく上で欠くことのできないもの^{*11}」であり、家庭においてもその推進が図られる必要があり、公立図書館が一体となって子どもの読書活動を推進します。さらに、図書館は家庭教育の向上に資することが求められています。

家庭における読書活動の支援や充実を図るために、読書の大切さについて県民の理解と関心を深める必要があります。また、公立図書館では、子どもに豊富な図書を提供したり、子どもの読書活動に係る団体への支援を行うことにより、地域における子どもの読書活動を推進します。学校は子どもの読書習慣を形成していく上で重要な役割を担っており、子どもが進んで読書に親しむことができる環境づくりが大切です。

県立図書館の第二の役割は、未来を担う子どもの読書活動を推進する県内公立図書館のセンター館として、「千葉県子どもの読書活動推進計画」に基づく施策を率先して展開し、家庭、市町村立図書館、学校等における子どもの読書活動やこれに係るNPO、ボランティアの活動を推進することです。

特に、市町村立図書館等の児童サービスを支援するため、児童資料の一層の充実・提供に努めるとともに、児童サービスの専門的知識や技術を有する職員を育成・配置します。

また、学校図書館との連携を更に強化するとともに、子どもの読書活動に携わる人や関係機関との連携・協力により、子どもの読書活動を推進します。

(1) 子どもの読書活動推進のセンター館機能の強化

ア 中央図書館の児童資料室で行っている子どもへの直接的なサービスを通じて得た調査・研究の実績を踏まえ、市町村立図書館等の児童サービスを支援するとともに、職員研修会の開催、運営相談などを積極的に行います。

イ 家庭での読書の大切さについて啓発し、子どもの本に関する情報提供に努めるとともに、ブックスタート事業や子どもの読書活動を支える読み聞かせボランティア等の育成や活動への支援の充実を図るなど、家庭における読書活動を推進します。

ウ 児童サービスや児童資料に関する専門図書の充実、調査研究事業の実施、子どもの読書活動に携わる人や機関との連携協力の推進など、県内の児童サービスのセンター館として積極的な取組を進めます。

*11 子どもの読書活動の推進に関する法律（平成13年法律第154号）第2条

エ 中学生・高校生のヤングアダルト世代に向け、進路や就職を始め、10代に出合う多様なテーマや生き方を、読書を通じて支援するヤングアダルトサービス^{*12}の開発に取り組みます。

(2) 学校図書館との連携・支援

ア 学校図書館との連携・支援を更に進めるために、学校向けの貸出用資料を新たに整備するなど、資料の充実に努めています。

イ 県立高等学校や県立特別支援学校の図書館については、総合的な学習の時間や各教科における学習も含め、学校図書館の活動を支援する資料の提供や協力レファレンスを推進するため、物流ネットワークの整備に努めます。

ウ 小・中学校の図書館については、市町村立図書館等と連携・協力して資料の貸出しやテーマ別リストの作成、協力レファレンス、運営相談に応じることにより、小・中学校における子どもの読書活動の一層の推進に努めます。

*12 おおむね12歳から18歳までの青年期の利用者に対する図書館サービス

③ 県民の役に立つ資料・情報提供サービスの普及

これからの図書館は、図書の貸出しにとどまらずに地域や住民にとって必要な情報を迅速かつ的確に得ることができる役に立つ図書館、地域の課題解決を支援し地域の発展を支える情報拠点になることが求められています。

県立図書館の第三の役割は、必要とされる多様な情報を的確に提供したり、充実した調査研究支援を行ったりすることにより、県民や地域、行政が抱えている法律、医療の問題、まちづくりなどの課題を解決するための支援を先導して行うことです。

市町村立図書館等では対応が困難なレファレンスサービスや専門的な資料を県立図書館が提供することで、県民は県内のどこに住んでいても求める資料や情報を入手できます。そのため、県立図書館では、商用データベースやネットワーク情報資源の活用、調べ方案内(パスファインダー)などの作成や積極的な情報発信を推進します。

また、すべての県民が図書館サービスを利用できるよう、インターネットを活用した非来館型サービスや図書館の利用に障害のある県民に対するサービスを充実させ、図書館利用のバリアフリー化を進めます。そして、このような課題解決支援サービスや高齢者・障害者サービスの先進的な取組を、県内市町村立図書館等に普及していくことも、県立図書館の大きな役割です。

(1) 県民の課題解決に対する支援

- ア 県民の課題解決、自己実現の支援のために、生活の困りごとなどに対応する法律・判例情報提供サービス、雇用や起業のための産業・経済情報提供サービス、県民の関心の高い健康・医療、環境の情報提供サービスなど、図書館に求められている課題解決支援サービスを行政機関や関係団体と連携・協力して先導的に行います。
- イ 課題解決支援サービスの充実を図るため、ホームページ上でレファレンス事例集の紹介、調べ方案内(パスファインダー)、リンク集を作成します。
- ウ 国立国会図書館が全国の公共図書館、大学図書館、専門図書館等の参加館と共同で構築しているレファレンス協同データベースを積極的に活用し、県民の課題解決に役立つ専門的なレファレンスサービスを迅速に提供します。
- エ 県内の様々な施設・団体等との連携・協力を図り、法律、医療、時事問題などの学習機会や学習活動の場を提供し、県内市町村立図書館への普及を図ります。
- オ 商用データベースの積極的な導入とともに、利用者向けの図書館利用法や各種データベースの利用方法など、情報検索技術のガイダンスを充実します。

力 市町村立図書館等が課題解決支援サービスに取り組めるように、研修会での普及、講座等の開催を支援します。

(2) 高齢者・障害者サービス等

ア すべての県民が利用しやすいように、施設面及び情報面でのバリアフリー化を推進します。

イ 図書館に来館しなくとも、県立図書館のサービスが利用できるよう、ホームページのデザインと機能をリニューアルし、使いやすいものに改善します。

ウ 高齢社会に対応し、高齢者や高齢者にかかわる人が生活の中で直面する諸課題に対応した資料・情報の提供など、高齢者サービスの開発に取り組みます。

エ 視覚障害者や活字による読書が困難な利用者に対しては、対面朗読の実施、録音図書やDAISY^{*13}の収集・製作の充実に努めるとともに、県内市町村立図書館等への普及を図ります。

オ 録音図書やDAISYを製作するボランティアを養成するための講座、障害者サービス普及のための研修会等を開催し、障害者サービスの充実に努めます。

カ 県内に在留する外国人や日本語を母語としない県民に対しては、英語、中国語、韓国・朝鮮語などの外国語資料を中心に収集・整備するとともに、必要な資料・情報を提供できるようサービスの充実を図ります。

キ 県民が高齢者・障害者サービスを身近な市町村立図書館等を通じて受けられるよう、図書館職員に対する研修などを実施し高齢者・障害者サービスの普及・充実に努めます。

(3) 政策立案のための行政関係への支援

ア 県庁各課・機関の求めに応じて、政策決定や行政事務に必要な資料や情報の提供・紹介に加え、調べ方案内(パスファインダー)の作成など、積極的な情報提供に一層努めます。

イ 地域主権や少子高齢社会における千葉県づくり(まちづくりや地域づくり)に県民が行政と協働して取り組めるよう、地域の諸課題に関する理解を深め、課題解決を支援するために必要な資料・情報の提供や調べものを行う地域支援サービスの推進に努めます。

ウ 市町村立図書館等における地域支援サービスの開発に、研修や運営相談を通して取り組みます。

*13 デジタル録音図書 (Digital Accessible Information Systemの略) 、専用機器の使用により聞きたいページや項目を瞬時に探すことができる。

4 千葉県に関する資料や情報の蓄積、継承

千葉県関係の地域資料は、歴史的、文化的な価値を持つとともに、県民の日々の暮らしや仕事、地域のまちづくりにおける様々な取組や課題解決に必要な資料・情報の知の宝庫です。

県立図書館の第四の役割は、これらの千葉県や県内市町村に関する資料を網羅的に収集・保存し、将来にわたって利用できるようにすることです。

県立図書館は、千葉県に関する情報窓口として、貴重資料のデジタル化、千葉県関係の新聞・雑誌記事索引などの情報検索ツールの作成、関係機関等との連携・協力を進め、誰もが郷土千葉県を知り、学ぶことができるポータルサイト^{*14}としての役割を果たし、新たな「ちば文化」の創造と情報発信の拠点を目指します。

(1) 千葉県関係資料の網羅的収集、提供、保存

- ア 千葉県関係の様々な資料や県民の著書などを網羅的に収集するとともに、関係部署・機関と連携して千葉県行政資料を系統的かつ計画的に収集整備し、保存に努めます。
- イ 千葉県に関する図書、新聞・雑誌など印刷された資料に加え、インターネット上の様々な情報を活用して、県民の調査相談に応えられるよう、情報検索機能を充実します。
- ウ 千葉県関係の調べ方案内(パスファインダー)やリンク集、新聞・雑誌記事索引、人名索引などの情報検索ツールの充実を図り、千葉県からの情報発信に努めます。
- エ 県立図書館の情報検索の仕組みに加え、市町村立図書館等が作成する千葉県関係の調べ方案内(パスファインダー)やデータベースなどの情報検索ツールを合わせて、「ちば」を調べる仕組みの構築に取り組みます。
- オ 将来にわたり県民が利用できるよう資料の劣化を防止するために、原資料の適正な保存に努めるとともに、著作権に留意して、資料のマイクロフィルム化やデジタル化をより一層進めます。

*14 インターネット上の様々な情報やサービスにアクセスするための入り口となるウェブサイト。インターネットに接続した際に最初にアクセスする。分野別に情報が整理され、リンク先が表示されている。

(2) 関係機関と連携した地域デジタル情報の収集・発信

ア 県立図書館が所蔵する千葉県関係の豊富な資料や貴重資料のデジタル化を
より一層推進し、インターネットを通じて発信します。

イ 県立図書館が集積した千葉県関係の資料や情報を発信・公開し、広く利用で
きるよう関係機関と連携や研究に取り組んでいきます。

5 社会の変化に対応した図書館サービスの推進

県立図書館の第五の役割は、社会の変化に対応した新しい図書館サービスを推進することです。特に情報環境の急激な変化には、電子書籍などの新しいメディアを積極的に取り入れて、従来の紙媒体の蔵書と組み合わせて提供するハイブリッド化^{*15}への取組が重要で、それを十分に活用できる職員も必要です。

また、新しい図書館サービスを推進するとともに、図書館の危機管理を高めるために、県立図書館は県民や市町村立図書館等の視点に立った図書館サービスの調査・研究開発を行い、運営コストの削減や司書の適正配置など効果的・効率的な図書館経営を行うとともに、県内市町村立図書館等の経営に資するための情報を提供します。

さらに、県立図書館の経営においては、今後も利用者への情報提供や広報を積極的に行うほか、県立図書館のサービス指標や数値目標を設定し、その達成状況などについての第三者評価を実施します。

(1) I Tを活用したハイブリッド図書館

ア 収集・保存する資料は、紙媒体の資料、視聴覚資料とともに、今後は自館資料のデジタル化や電子書籍など、多様な媒体を組み合わせる、いわゆる“ハイブリッド図書館”への整備を進めることにより、より豊富な資料を利用者に提供します。

イ 電子書籍については、今後急速に普及することが見込まれています。従来の図書のように図書館に来館しなくても利用することができ、保管のための場所も不要であるなどの利点がありますが、一方で、紙の書籍を読むことの大切さ、電子書籍の著作権や出版点数の問題、パソコンを活用しないと利用ができないことからすべての県民が利用できないなどの課題もあります。今後は、これらの課題を検討するとともに、国や出版界の動向を踏まえながら、サービスの段階的実施に向けた検討を進めていきます。

ウ 携帯情報通信端末など最先端の情報ツールを活用するとともに、商用データベースの積極的な導入を進め、市町村立図書館等では解決し難い専門的なレンズサービスに迅速に対応できるようにしていきます。

エ 千葉県関係の資料・情報を保有・提供している関係機関の所蔵資料や情報が一度に調べられるよう、各施設・機関と連携・協力しながら、仕組みづくりについて検討していきます。

*15 従来の図書等の印刷媒体とインターネットや電子書籍などの電子媒体を組み合わせて利用できるようにすること。

(2) 新しいサービスやサービス評価方法等の調査・研究開発

ア 先進的な事例の収集、調査・研究、図書館が抱えている課題についての調査
・分析を通して、市町村立図書館等からの求めに応じた助言や提案を行います。

イ 県立図書館が率先して先進的な図書館サービスを試行し、市町村立図書館等への普及を図るなど、県内全域の図書館サービスの発展・向上に努めます。

ウ 図書館関係団体等と連携・協力し、サービスの評価方法の調査・研究開発に努めます。

(3) 県民に開かれた図書館経営

ア 図書館が地域や住民の課題解決に役立つ機関であることや図書館活動の意義など、図書館に対する県民の理解と関心を高め、新たな利用者の拡大を図るために、広報誌の定期的刊行やインターネットによる情報発信などを積極的・戦略的に行います。

イ 図書館の運営方針やサービス指標などを定め、図書館協議会の協力を得て、その達成状況について自己点検や評価を行うことにより、効果的・効率的な図書館経営に努めます。

ウ サービス指標については、県民のニーズを把握しながら県立図書館のサービスや運営の取組、課題を考慮し、適切な指標を選定し、数値化が可能なものは数値目標を設定します。

エ 図書館における人的災害や自然災害等の危機を回避し、被害を最小限にとどめるよう予防策を講じ、関係機関等と連携して危機管理に努めます。

第3節 今後の図書館経営・施設整備の方向性

1 地域分担から機能強化へ

高度情報化社会において、県立図書館が県域の中核的な情報拠点としての役割を果たすためには、従来の、県内を4地域に分け、各地域に県立図書館を設置し、地域分担して地域内の図書館サービスの向上を図るという考え方を改め、中央図書館を県立図書館の中核と位置付け、中央図書館、西部図書館、東部図書館の3館が一体となって、機能強化を図る必要があります。

このため、各県立図書館は、今後、以下の機能を強化し、県民の課題解決や県内の図書館活動の充実・振興に向けた積極的な支援に努めます。

(1) 中央図書館

中央図書館は、県立図書館サービスのセンター館として以下の機能を強化します。

- ア 県立図書館サービス全体の調整と企画を担う機能
- イ 県内図書館ネットワークのセンター館としての機能
- ウ 県内子どもの読書活動推進センター館としての機能
- エ 千葉県関係資料・情報収集提供サービス機能
- オ 先進的図書館サービスの調査・研究機能
- カ 県民の課題解決支援サービス機能
- キ 県下全域の市町村立図書館職員等の研修センター館としての機能

(2) 西部図書館

西部図書館は、県立図書館のサービスを市町村立図書館や県民に普及するため以下の機能を充実します。

- ア 先進的図書館サービスの企画・実施及び地域への普及機能
- イ 県民の課題解決支援サービス及び地域への普及機能
- ウ 市町村立図書館職員等の地区別研修館としての機能

(3) 東部図書館

東部図書館は、県立図書館のサービスを市町村立図書館や県民に普及するとともに、特に地域の小規模図書館等への支援を中心的に行うため以下の機能を充実します。

- ア 地域の小規模図書館や図書館未設置市町村読書施設への支援機能
- イ 先進的図書館サービスの企画・実施及び地域への普及機能
- ウ 県民の課題解決支援サービス及び地域への普及機能
- エ 市町村立図書館職員等の地区別研修館としての機能

2 管理運営の在り方

図書館の管理運営については、平成15年の「地方自治法の一部を改正する法律」で指定管理者制度が創設されたことにより、指定管理者制度の導入も可能となりました。

しかし、平成23年の調査^{*16}によると指定管理者制度を導入している都道府県立図書館は全国で2館のみで、その業務の範囲も施設管理や一部の業務に限られています。

県立図書館の役割は、広域的かつ総合的な立場から県内図書館ネットワークの推進、市町村立図書館等への支援、図書館未設置市町村の図書館設置促進の助言・支援など、県内市町村や関係機関との広域的・長期的視野に立った連携・協力が必要な業務であり、県が直接行うべきものです。

また、社会の変化に対応した先進的な図書館サービスやその評価方法の調査・研究、域内の図書館職員への研修プログラムの開発・実施は、図書館活動の最先端の取組として、大学や関係機関等との連携を図り新たに企画・開発していくべきもので、このような能力・経験を持った司書の継続的な確保を考えると、指定管理者制度の導入は難しいと判断し、県が直接管理運営することとしています。

今後は、図書館の専門的職員である司書が県の役割やその知識経験を踏まえ、県内市町村立図書館の支援や先進的な取組などにより充実したサービスを提供するとともに、業務の見直しや効率化を図りながら、県内の図書館活動充実のため、リーダーの役割を果たしていきます。

3 中央図書館の施設整備

中央図書館は昭和43年に竣工した建物で既に43年を経過し、施設の老朽化が著しいだけでなく、平成18年度に実施した耐震診断でIs値^{*17}0.25と診断され、耐震改修工事が喫緊の課題となっています。

社会の変化に対応した新たなサービス展開など、中央図書館が県立図書館のセンター館としての機能を十分に發揮するためには、それにふさわしい施設整備を行う必要があります。

また、書庫の収蔵能力は既に限界を超え、西部・東部図書館へ約30万冊の図書や雑誌を移動せざるを得ない状況です。IT化が急速に進展することが見込まれる中、所蔵資料のデジタル化や電子書籍の導入についても段階的に取り組んでいきますが、図書館のIT化の現状は、図書を直ちに廃棄できるほど進展しておらず、また、すべての県民がIT化に対応できる状況ではありません。

*16 「図書館における指定管理者制度の導入の検討結果について 2011年調査（報告）」
(日本図書館協会)

*17 建物の耐震性能を表す指標。安全値は0.6以上

以上のことから、利用者の安全確保と適正な運営に必要な施設面における対応が急務となっており、こうした状況を早急に解消するため、中央図書館の改修を行う必要があります。

なお、現存する施設設備の改修には限界があるため、今後、専門家による検討結果によっては、すべてが可能とは限りませんが、県立図書館サービスのセンター館としての機能が十分に発揮できるよう、おおむね次のような施設整備を目指します。

(1) 施設改修

- ア 利用者の安全確保のための施設の耐震化
- イ 老朽化した施設・設備の改修
- ウ 高齢者や障害者等、誰もが利用しやすいバリアフリー化の推進

(2) 館内整備

- ア 講演会、研修会、おはなし会などを行うための多目的室の整備
- イ 貴重資料の展示や様々なテーマの企画展などを行うための展示ギャラリーの整備
- ウ 利用者が1か所ですべてのサービスが受けられる(ワンストップサービス)
など、円滑で効率的なサービスを実現するための館内配置の見直し
- エ インターネット利用環境の改善に伴う施設面の対応

(3) 書庫

書庫については、収蔵能力の限界を超えていたため、書庫スペースの拡充等が必要です。所蔵資料のデジタル化や電子書籍の導入を段階的に進めますが、現状は紙媒体の資料、視聴覚資料を中心であり、書庫スペースが拡充されるまでの間は、3館で工夫して県民の財産である資料の適正な保管に努めます。

書庫の整備に当たっては、資料出納時の効率化や資料保存機能を強化するため、高密度な収蔵能力が提供できる自動化書庫の導入も含めた検討を行います。

4 必要に応じた見直し

今回策定した「千葉県立図書館の今後の在り方」は、県立図書館が果たすべき役割や機能を明確にし、これから時代にふさわしい県立図書館の在り方を再構築したものです。

今後も、社会状況の変化に対応した新しい時代における図書館の経営とサービス、IT化・電子書籍や市町村支援への対応など、県内図書館活動の先導役としての県立図書館の在り方を検討し、5、6年ごとに見直していきます。

【資料 2】

【平成24年度県立図書館事業計画】(案)

県立図書館は、県立図書館運営方針を踏まえ、中央図書館、西部図書館及び東部図書館の密接な連携を図りながら、図書館サービス指標の達成に努め、次の事業を推進する。

【重点項目】

○図書館情報システムの整備

- ・利用者サービス、業務効率、セキュリティの向上を図る新たな図書館情報システム導入に向けた整備

○中央図書館施設整備

○海援隊関連事業

- ・くらしに役立つ法律・判例情報講座の実施【新規】 <中央図書館>
- ・県民対象の課題解決支援講座（就業支援・消費者問題）の開催 <西部図書館>
- ・シニア向け講座（仮称）の実施【新規】 <東部図書館>

○レファレンスサービスの充実

- ・暮らしに役立つレファレンスサービス事業の展開 <県立3館>

○学校教育支援の充実

- ・中央エリアの県立学校等への宅配便による資料貸出し <中央図書館>
- ・県立学校等への調べもの学習支援資料の整備 <中央図書館>

○広報・研修の充実

- ・市町村立図書館等職員対象の課題解決支援サービス研修会の開催【新規】 <中央図書館・西部図書館>
- ・公民館図書室・高等学校図書館担当者への出前講座の実施 <東部図書館>
- ・東部エリアの市町立図書館、公民館図書室、高等学校図書館と連携した巡回展示の実施 <東部図書館>

1 資料の収集・整理・保管

(1) 収集

「千葉県立図書館資料収集方針」等に基づき、県民の調査研究活動の支援及び県内市町村立図書館等への協力・援助に資する資料を収集するものとし、特に3館が一体となって県立図書館全体の蔵書構築ができるよう、以下の点に留意し収集に努める。

中央図書館では、千葉県関係資料の網羅的・系統的な収集に努めるほか、官公庁刊行物を始め、関係機関や県内の諸団体、個人の自費出版物等の収集・整備に努める。また、県内における児童サービスのセンター館として、児童資料及び児童書研究資料の充実を図るほか、学校支援用の図書を整備する。

西部図書館では、市町村で整備しにくい自然科学・技術分野の資料収集に努めるとともに、逐次刊行物の蓄積と整備の充実を図る。

東部図書館では、文学・歴史の分野に留意しながら収集に努める。

(2) 整理

資料の発注から廃棄までの整理業務を電算システムを活用して行うものとし、装備については、バーコードラベル、背ラベル、不正持出し防止用の磁気テープ、フィルムコーティング等を施し、資料の保全を図る。

(3) 資料整備計画

区分	中央図書館	西部図書館	東部図書館	合計
資料受入冊数	10,700冊	4,530冊	8,050冊	23,280冊
(うち購入冊数)	(6,300冊)	(3,330冊)	(7,050冊)	(16,680冊)
(うち寄贈冊数)	(4,400冊)	(1,200冊)	(1,000冊)	(6,600冊)
逐次刊行物(購入)	186タイトル	464タイトル	305タイトル	955タイトル

(4) 資料の保管

収集した資料を継続的・効率的に維持保存・利用するために、秋春2回(各8日間)の蔵書点検を行う。

(5) 市町村立図書館等除籍資料の保存

県内の最終的な保存図書館として、市町村立図書館等除籍資料を収集・寄贈受入れし、整理する。

2 奉仕業務

(1) 調査相談業務(レファレンスサービス)

ア 調査回答

図書及び新聞・雑誌、マイクロ資料等の所蔵資料だけでなく外部データベース等を活用し、口頭や電話、メール、文書等による個人や県内図書館等からの調査相談に対し、的確に回答する。

イ レファレンス事例の公開

調査回答事例を国立国会図書館レファレンス協同データベースに提供し、県民がホームページで閲覧できるようにする。

ウ 千葉県関係データベースの作成

千葉県歴史関係雑誌記事索引(中央、東部)、千葉県関係新聞記事索引(西部)等のデータベースを作成し、レファレンスサービスの充実に努める。

エ 研修会の開催(中央)

市町村立図書館等職員のレファレンス能力の向上のためレファレンス研修会を開催する。

(2) 閲覧業務

ア 資料の館内利用・貸出し

図書及び新聞・雑誌、マイクロ等所蔵資料や、県内外の他の公共図書館からの相互貸借により、資料の提供や貸出し、複製サービスを行う。

イ 各種講座の開催

各種講座を実施し、県民の学習機会の拡充に努める。

ウ 資料の展示

所蔵資料の特長を活かしたテーマを設定し、定期的に資料の展示を行うとともに、県民に役立つ課題解決型の企画展示を関係機関の協力を得て年1回以上開催する。

エ 職場体験・インターンシップの受入

中学生・高校生の職場体験、インターンシップの高校生・大学生を積極的に受け入れ、社会教育活動に貢献する。

(3) 障害者サービス

障害のある人達が健常者と同じように資料の提供が受けられるよう録音図書の貸出し・製作、対面朗読、図書の郵送貸出し等のサービスを行い、障害者用支援ソフトを組み込んだパソコンを対面朗読室内で提供する。

ア 録音図書の貸出し・製作

希望する録音図書を所蔵資料だけでなく、全国の点字図書館や公共図書館より借り受けて提

供したり、所蔵していない場合は自館で製作し貸出しを行う。

イ 対面朗読

図書館音訳者が対面朗読室で、図書館の資料や、持ち込みの本などを朗読する。

ウ 録音図書のデジタル化

録音テープのデジタル化を推進し、「視覚障害者情報総合ネットワーク（サピエ）」への登録や製作した録音図書の配信等、利用者がインターネットで利用できる環境を整備する。

エ 図書館音訳者の養成

録音図書の製作や対面朗読を行う図書館音訳者を委嘱するとともに、図書館音訳者の技術向上に資するため図書館音訳者養成講座を開催する。（中央）

オ 障害者のための読書支援機器活用講座の開催

視覚障害者、盲ろう者、支援者、県内公共図書館職員等を対象に、活字を読み上げる機器やデジタル録音図書の再生機器、拡大読書器の活用方法を紹介する。

カ 研修会の開催（西部）

県内公共図書館等職員を対象に、公共図書館における障害者サービスの向上を図るため、障害者サービス研修会を開催する。

キ 障害者のための電子書籍活用講座

音声読み上げや拡大表示等、電子書籍の便利な利用方法を解説する。（中央）

ク 障害者のためのサピエ図書館活用講座

インターネットを活用して、録音図書・点字図書オンラインデータベースを体験する。

（中央）

（4）児童サービス（中央）

ア 来館者サービス

資料の貸出しのほか、定例おはなし会や、ちいさいひとのおはなし会、冬のおはなし会、アドベンチャーライブラリーを開催する。

イ 市町村立図書館や学校図書館への援助

県内の児童サービスのセンター館として、図書館や学校等への資料の貸出しや調査相談、運営相談を行うとともに、県内の子どもの読書活動に関する調査研究を行う。

なお、学校図書館運営の充実や子どもの読書活動の推進については、生涯学習課、指導課及び特別支援教育課と連携して、その方策を検討していく。

ウ 研修会の開催

「児童サービス基礎研修会」を開催し、県内公共図書館等児童サービス担当職員の養成に努める。

エ 読み聞かせボランティアの養成

「子どもの本の読み聞かせ講座」を県内2地域で開催するとともに、市町村が実施する子どもの本の読み聞かせボランティアを養成する講座に講師を派遣する。

オ 障害者用資料の製作

児童資料の録音図書や点訳絵本を製作する。

講座等実施事業一覧（研修事業は別掲）

事業名	中央	西部	東部
書庫見学会	第2金曜日 第4日曜日	—	図書館ナビ 毎月第2土曜日、 第4日曜日
図書館活用講座	毎週金曜日 (第3金曜日を除く)	ワンポイント図書館活用講座 12月	
暮らしに役立つ法律 ・判例情報講座	4月15日（日） 5月20日（日）	—	—

図書館まなび トーク	—	未定	—
サイエンスカフェ	—	7月1日（日）	—
中高年齢者再就職 支援セミナー	—	11月14日（水）	—
消費者自立支援講座	—	12月1日（土）	—
歴史講座	—	—	10月6日（土）
シニア向け講座 (仮称)	—	—	2月16日（土）
名作映画鑑賞会	—	—	毎月第3土曜日 (8月、2月を除く)
障害者サービス入門 講座	7月12日（木）	—	—
図書館音訳者養成講 座	10月	11月21日（水） 11月28日（水） 12月5日（水）	11月7日（水） 11月14日（水） 11月21日（水） 11月28日（水）
D A I S Y 編集講座	—	5月30日（水） 6月6日（水） 6月20日（水）	—
障害者のための読書支 援機器活用講座	8月	1月30日（水）	—
障害者のための電子 書籍活用講座	12月	—	—
障害者のためのサビ エ図書館活用講座	11月	—	—
定例おはなし会	毎週土曜日	—	—
ちいさいひとのおは なし会	5月5日 7月31日 9月25 日 11月27日 1月29日	—	—
冬のおはなし会	12月	—	—
アドベンチャーライブラリー	8月	—	—
子どもの本の読み 聞かせ講座	8月 1月	—	—

3 協力・援助業務

(1) 図書館協力業務

ア 資料の図書館間貸出し及び複製

県内各市町村立図書館等の求めに応じて、資料の図書館間貸出しを行う。また、所蔵資料の複製も受け付ける。

イ 図書館連絡車・協力車巡回

業者委託により県立3館の間で連絡車を巡回させるとともに、県内の全ての市町村に対し、週1回定期的に協力車を巡回し、県立図書館及び市町村立図書館間等の相互貸借の資料を搬送する。

【連絡車・協力車巡回コース】

《県立間連絡車巡回コース》

曜日	図書館名
火・木曜日	県立中央 → 県立東部 → 県立西部 → 県立中央 → 県立東部

《中央図書館協力車巡回コース》

コース名	Aコース	Bコース	Cコース	来館
曜日	水曜日	木曜日	金曜日	火曜日 金曜日
巡回施設	館山市図書館 南房総市千倉図書館 鴨川市立図書館 勝浦市立図書館 御宿町公民館 いすみ市夷隅公民館 大多喜町立図書館天賞文庫 睦沢町中央公民館 一宮町まちの図書室	鋸南町立中央公民館 富津市移動図書館 君津市立中央図書館 木更津市立図書館 袖ヶ浦市立中央図書館 市原市立中央図書館 長柄町中央公民館 長南町中央公民館 長生村文化会館 白子町青少年センター 茂原市立図書館	ふれあいプラザさかえ 成田市立図書館 富里市立図書館 八街市立図書館 酒々井町立図書館 佐倉市立佐倉南図書館 四街道市立図書館 千葉県教育振興財団 八千代市立大和田図書館 習志野市立大久保図書館 千葉県立保健医療大学 千葉大学附属図書館本館 千葉大学附属図書館亥鼻分館	千葉市

《西部図書館協力車巡回コース》

コース名	Aコース	Bコース	Cコース	来館
曜日	水曜日	金曜日	木曜日	金曜日
巡回施設	千葉大学附属図書館松戸分館 松戸市立図書館 千葉県立流山南高等学校 流山市立中央図書館 千葉県立流山はねたかの森高等学校 野田市立興風図書館 野田看護専門学校 さわやかしば県民プラザ 千葉県立柏の葉高等学校 柏市立図書館 我孫子市民図書館 千葉県立沼南高等学校 千葉県立沼南高柳高等学校 千葉県立松戸六実高等学校 千葉県立柏陵高等学校 千葉県立松戸国際高等学校	印西市立大森図書館 白井市立図書館 千葉県立白井高等学校 鎌ヶ谷市立図書館 千葉県立鎌ヶ谷高等学校 船橋市北図書館 市川市中央図書館 浦安市立中央図書館 千葉県立浦安南高等学校 千葉県立市川南高等学校 昭和学院高等学校	千葉県立松戸高等学校 千葉県立松戸馬橋高等学校 千葉県立小金高等学校 流通経済大学付属柏高等学校 柏市立柏高等学校 千葉県立柏高等学校 千葉県立柏中央高等学校 千葉県立東葛飾高等学校 麗澤中学・高等学校 芝浦工業大学柏高等学校 千葉県立柏南高等学校 千葉県立船橋北高等学校 千葉県立船橋豊富高等学校 千葉県立船橋古和釜高等学校 千葉県立薬園台高等学校 千葉県立船橋東高等学校 船橋市立船橋高等学校 千葉県立船橋啓明高等学校 千葉県立船橋法典高等学校 千葉県立市川東高等学校 千葉県立市川工業高等学校 千葉県立国府台高等学校 千葉商科大学附属高等学校 千葉県立松戸向陽高等学校 松戸市立松戸高等学校	松戸市

《東部図書館協力車巡回コース》

コース名	A コース	B コース	C コース	来館
曜日	水曜日	木曜日	金曜日	随時
巡回施設	北埼市立八日市場図書館 千葉県立北埼高等学校 横芝光町立図書館 芝山町中央公民館 多古町コミュニティープラザ図書室 千葉県立多古高等学校 神崎ふれあいプラザ 千葉県立佐原白楊高等学校 香取市立佐原中央図書館 千葉県立佐原高等学校	銚子市立銚子高等学校 千葉県立銚子商業高等学校 千葉科学大学 銚子市公正図書館 東庄町図書館 千葉県立小見川高等学校 千葉県立東総工業高等学校 旭市図書館	九十九里町中央公民館 大網白里町図書室 千葉県立東金高等学校 東金市立東金図書館 城西国際大学 千葉県立成東高等学校 山武市成東図書館 千葉県立松尾高等学校	千葉県立旭農業高等学校

ウ 協力レファレンス

市町村立図書館からの所蔵調査・資料調査・事項調査等の調査・相談等に対し、外部データベースや図書館資料を使って援助を行う。

エ 高等学校・大学・類縁機関等との連携

県内の類縁機関や大学、高等学校等と連携し、資料提供や協力レファレンス、研修等を行う。

資料搬送手段：協力車（西部・東部）、宅配便（中央）

オ 担当者会議の開催

市町村立図書館等の相互協力担当職員を対象に、相互協力の円滑な推進を図るための会議を実施する。

(2) 研修事業

県内図書館等職員のスキルアップのため各種研修会を実施する。後掲「研修業務」参照

(3) 図書館運営相談

図書館の管理・運営やサービスの内容に関する質問等を市町村立図書館等から受け付け、あるいは定期的に施設訪問し、図書館運営相談に応じる。また、状況に応じて調査を行う。

東部図書館で行っている運営相談巡回を活用し、東部地域の公民館図書室・高等学校図書館の職員を対象とした資料検索研修の出前講座を実施する。

(4) 図書館未設置市町村援助

図書館未設置の公民館図書室など読書施設に対し、資料の貸出しや協力レファレンス、運営相談等の援助を行う。

(5) その他

ア 行政支援

県民生活の維持向上等に係る施策を企画・立案している県庁各課等へ、業務で必要な資料の貸出しや調べものの支援として情報提供サービスを行う。

イ 新聞・雑誌総合目録の整備

県内公共図書館や文書館行政資料室、県立保健医療大学図書館、さわやかちば県民プラザで所蔵する新聞や雑誌の総合目録を毎年更新してホームページ上で公開する。

ウ 読書活動援助

県内の読書活動を推進するため、千葉県読書グループ連絡会と協力して、千葉県読書グループ研修会を開催する。また、読書会用テキストとして、同一タイトル10冊をセットにした十冊文庫の整備を進める。

エ 資料の巡回展示

東部地域の市町立図書館・公民館図書室等と連携し、東部図書館で実施した企画展の巡回展示を行う。

4 広報・啓発業務

県立図書館の機能・役割を県民に広く周知するために、「要覧」、「図書館報」「利用案内」、掲示等による広報、ホームページでの情報発信とともに、次のことを行う。

- ア 図書リスト、パスファインダーの作成・配布（県立3館）
- イ 児童図書の充実（中央）
- ウ おはなし会の充実（中央）
- エ 自然科学の読書啓発のための「サイエンスカフェ」（西部）
- オ 図書館まなびトーク（西部）
- カ その他

（1） 読書週間関連業務

- ア 図書リスト、パスファインダーの作成・配布（県立3館）
- イ 読書普及のための資料展示（県立3館）
- ウ その他

（2） こども読書週間関連業務

- ア こども読書の日記念展示会の開催（中央、東部）
- イ 児童図書の充実（中央）
- ウ 児童資料室の展示の充実（中央）
- エ ちいさいひとのおはなし会（中央）
- オ その他

（3） その他

- ア 県立図書館ホームページの充実
- イ 企画展示の開催
　　県民のニーズを踏まえた課題解決型の企画展示の開催（中央）
- ウ その他

5 研修業務

市町村立図書館職員等の資質向上を図るため各種研修会を実施し、市町村立図書館等への援助機能の充実に努める。

【中央図書館】

*開催年月日等は予定です。

事 業 名	年 月 日	会 場	参 加 予 定 数	備 考
公共図書館新任職員研修会	平成24年5月16日(水)	中央図書館講堂	70人	
公共図書館中堅職員研修会	平成24年10月12日(金)	中央図書館講堂	30人	
児童サービス基礎研修会 第1回	平成24年6月1日(木)	中央図書館講堂	40人	
第2回	平成24年6月28日(木)	中央図書館講堂	40人	
第3回	平成24年7月12日(木)	中央図書館講堂	40人	
第4回	平成24年10月11日(木)	中央図書館講堂	40人	
地域行政資料研修会	平成24年6月21日(木)	中央図書館講堂	40人	
レファレンス研修会 (レファレンスサービス基礎研修)	平成24年6月15日(金)	中央図書館講堂	40人	
レファレンス研修会 (レファレンスサービス専門研修)	平成24年11月14日(水)	中央図書館講堂	40人	
千葉県読書グループ研修会	平成24年6月6日(水)	中央図書館講堂	50人	協力
障害者サービス入門講座	7月	中央図書館講堂	30人	
図書館音訳者養成講座	10月	中央図書館講堂	30人	
障害者のための読書支援機器活用 講座	8月	中央図書館講堂	20人	

障害者のための電子書籍活用講座	12月	中央図書館講堂	10人	
障害者のためのサピエ図書館活用講座	11月	中央図書館講堂	10人	

【西部図書館】

*開催年月日等は予定です。

事業名	年月日	会場	参加者数	備考
障害者サービス研修会	平成24年6月22日(金)	西部図書館研修室	30人	
課題解決支援サービス研修会	平成24年7月13日(金)	西部図書館研修室	30人	
	平成24年11月15日(木)	西部図書館研修室	30人	
図書館音訳者養成講座(中級)	平成24年11月21日(水) ・28日(水)・12月5日(水)	西部図書館研修室	30人	

【東部図書館】

*開催年月日等は予定です。

事業名	年月日	会場	参加予定数	備考
図書館運営研修会	平成24年6月27日(水)	東部図書館研修室	50人	
読書施設担当職員・学校図書館職員のための資料検索研修会	平成24年月日()	東部図書館会議室	15人	
図書館音訳者養成講座	平成24年11月7日(水)・14日(水)・21日(水)・28日(水)	東部図書館研修室	30人	

6 電算業務

(1) 業務系システム

県立図書館の電算システムは、昭和59年度から開発した独自システムを西部図書館開館時(昭和62年)に導入したのが最初である。平成8年度には同システムの改良版を中央図書館に、また、平成10年度に開館した東部図書館にも導入することにより、3館単独の電算システム運用体制が整備された。

その後、平成19年2月1日から、3館のシステムを統合した「千葉県立図書館統合電算システム」に移行し、中央図書館が管理・運用を行っている。

今年度は、11月の運用開始に向けて、次期「千葉県立図書館情報システム」の準備を進める。

(2) インターネット系システム

「千葉県立図書館ホームページ」(<http://www.library.pref.chiba.lg.jp/>)については、中央図書館電算システムの更新に合わせて平成13年4月1日から公開した。同時に、県と市町村等の図書館の蔵書が同時に検索できる「千葉県内図書館横断検索システム」を採用し、毎年度参加館を追加してきた(市町村の参加は平成24年1月末で33市4町1大学68館)。

なお、22年度の東庄町の参加により県内で蔵書公開をしている市町村立図書館がすべて網羅されることになり、さらに市町村立図書館以外の施設として初めて千葉大学附属図書館が横断検索システムに加わっている。

『横断検索参加自治体及び施設一覧』

参加年度	参 加 自 治 体 等
平成13年度	市川市、浦安市、香取市、佐倉市、千葉市、南房総市、四街道市
平成14年度	山武市、成田市、船橋市、八千代市、横芝光町
平成15年度	旭市、我孫子市、市原市、袖ヶ浦市、八街市
平成16年度	匝瑳市、富里市、松戸市
平成17年度	君津市、白井市、東金市
平成18年度	印西市、木更津市、銚子市
平成19年度	流山市、習志野市、野田市、茂原市
平成20年度	大網白里町、柏市、館山市
平成21年度	印旛村、鎌ヶ谷市、鴨川市、酒々井町
平成22年度	東庄町、千葉大学附属図書館

平成24年1月現在

平成24年度図書館サービス評価指標(案)

区分	サービス評価指標	説明	H23年度
基本項目	① 資料受入冊数	県立図書館が、一般に流通している図書や書店等では入手できない官公庁刊行物、自費出版物など様々な資料の中から県民の役に立つ資料をどのくらい集めているかを示す指標。	①
	② 来館者数	県立図書館サービスを受けるため、どのくらい県立図書館に直接来館して利用しているかを示す指標。	②
	③ レファレンス件数	県内の中核的調査研究図書館として機能しているか示す指標。	⑤
	④ ホームページへのアクセス件数	インターネットの急速な普及に伴い、県立図書館ホームページの情報発信サービスの充実度を把握するため、その利用の度合いを示す指標。	④
1 市町村立図書館充実のための支援強化	⑤ 県立図書館蔵書貸出冊数	県内の市町村立図書館等や県外図書館の資料要求に対し、県立図書館の所蔵資料をどのくらい貸し出したかを示す指標。	⑯
	⑥ 市町村立図書館等蔵書の相互貸借冊数	県立図書館の物流ネットワークにより、市町村立図書館等が相互に資料貸借した冊数を示す指標。	⑰
	⑦ 研修会の参加者数	県内の市町村立図書館職員の資質向上のため、県立図書館が主催・共催した研修会に参加した人数を示す指標。	⑯
	⑧ 研修会の講師件数	県立図書館職員が館内外の研修会の講師を勤めることにより、職員の持つ知識や能力を広めることができたかを示す指標	⑱
2 動の推進 未来を担う子どもの読書活動	⑨ 児童書の資料貸出冊数	県立図書館及び市町村立図書館等読書施設、学校図書館へ、児童資料をどのくらい貸出ししたかを示す指標	⑫
	⑩ 児童サービス研修会の開催回数	児童サービス担当職員の資質向上のため、研修を何回開催・共催したかを示す指標。	⑬
	⑪ 県立学校等への資料貸出冊数	県内の高等学校、特別支援学校の資料要求に対して、県立図書館が所蔵資料の貸出しによりどの程度支援したかを示す指標。	⑪

【資料3】

	⑫ 教職員等に対する研修等の開催回数及び講師派遣件数	教職員を対象にした研修会を何回開催・共催し、県立図書館職員を何回講師として派遣したかを示す指標。	⑩
3 県民の役に立つ資料・情報提供サービスの普及	⑬ 国立国会図書館のレファレンス協同データベースへの事例提供件数	国立国会図書館レファレンス協同データベースにどのくらい情報を提供できたかを示す指標。	⑦
	⑭ 調べ方案内（パスファインダー）の作成件数	県民の調査研究を支援するためのパスファインダーの作成状況を示す指標。	⑥
	⑮ 録音図書貸出タイトル数	視覚障害者等活字による読書の困難な利用者の資料要求にこたえるため、県立図書館がどのくらい録音図書の貸出サービス（自館製作、全国の公共・点字図書館から取寄せによる提供）を実施しているかを示す指標。	⑭
	⑯ 図書館ボランティアの育成者数	音訳ボランティアをはじめ、活動に必要な知識や技術を習得した図書館ボランティアを育成するために開催した講座の参加者数で、育成の度合いを示す指標。	⑯
4 料や情報の蓄積、継承	⑰ 千葉県関係データベース入力件数	ホームページにデータベースを公開している千葉県歴史関係雑誌記事索引、千葉県新聞雑誌記事索引について新たにどの程度データを公開し、情報発信したかを示す指標。	⑧
	⑱ 千葉県関係レファレンス件数	千葉県資料に関する中核的な調査相談機能をもつ中央図書館千葉県資料室において、どの程度その機能を達成できたかを示す指標。	⑨
5 図書館サービスの推進	⑲ 来館者満足度	県立図書館サービス等に対し、来館した利用者がどのくらい満足しているかを示す指標。満足度（非常に満足と満足の合計）。	③

平成 24 年度図書館サービス評価指標について

I 概要

平成 23 年 12 月に「千葉県立図書館の今後の在り方」(以下「在り方」という)が決定した。その中で示した個々の取り組みについては、県立図書館が毎年作成している事業計画とサービス評価指標において、具体的な目標等を設定して達成に努める必要がある。このため、平成 24 年度図書館サービス指標については 23 年度図書館サービス指標を基に、「在り方」の第 3 章『これからの千葉県立図書館 第 2 節 県立図書館の役割と機能 1～5』に振り分け、県民からみて個々の取り組みの達成状況が分かりやすいものとする。

II 平成 24 年度図書館サービス評価指標

以下の、平成 23 年度図書館サービス指標 4 項目については、図書館サービスを進めるうえで欠かすことのできない基本的な指標であるが、一方で、厳しい財政状況やサービス形態の変容により、従来の右肩上がりでの数値を示すものではないことから、数値目標とはせずに単に指標として扱い、それ以外のサービス目標を達成する中でその結果として数値に反映される基本項目とする。

【基本項目】

- ① 資料受入冊数 [平成 23 年度図書館サービス評価指標①]
〔資料購入費の減額により減少傾向〕
- ② 来館者数 [平成 23 年度②]
〔非来館型のサービスの充実とともに減少傾向〕
- ③ レファレンス件数 [平成 23 年度⑤]
〔ホームページの充実により簡単な所蔵検索や資料提供等が減少傾向〕
- ④ ホームページアクセス件数 [平成 23 年度④]
〔トップページから直接アクセスする利用形態が減少傾向〕

基本項目以外の指標については、「在り方」の第 3 章『県立図書館の役割と機能 1～5』に振り分ける。

1 市町村立図書館充実のための支援強化

- ⑤ 県立図書館蔵書貸出冊数 [平成 23 年度⑯]
- ⑥ 市町村立図書館等蔵書の相互貸借冊数 [平成 23 年度⑰]
- ⑦ 研修会の参加者数 [平成 23 年度⑮]
- ⑧ 研修会の講師件数 [平成 23 年度⑯]

2 未来を担う子どもの読書活動の推進

- ⑨ 児童書の貸出冊数 [平成 23 年度⑪]
- ⑩ 児童サービス研修会の開催回数 [平成 23 年度⑫]
- ⑪ 県立学校等への資料貸出冊数 [平成 23 年度⑬]
- ⑫ 教職員等に対する研修等の開催回数及び講師派遣件数 [平成 23 年度⑭]

- 3 県民の役に立つ資料・情報提供サービスの普及
 - ⑬ 国立国会図書館のレファレンス協同データベースへの事例提供件数〔平成 23 年度⑦〕
 - ⑭ 調べ方案内（パスファインダー）の作成件数〔平成 23 年度⑥〕
 - ⑮ 録音図書貸出タイトル数〔平成 23 年度⑭〕
 - ⑯ 図書館ボランティアの育成者数〔平成 23 年度⑯〕
〔図書館音訳者〕
- 4 千葉県に関する資料や情報の蓄積、継承
 - ⑰ 千葉県関係データベース入力件数〔平成 23 年度⑧〕
 - ⑱ 千葉県関係レファレンス件数〔平成 23 年度⑨〕
- 5 社会の変化に対応した図書館サービスの推進
 - ⑲ 来館者満足度〔平成 23 年度③〕
〔県民に開かれた図書館経営〕
※ 電子書籍の利用等の IT を活用したハイブリッド図書館については、次期システムでの運用がまだ決定していないため、平成 24 年度の指標項目としては設定しない。